

自動車使用管理実績報告の集計結果（平成 30 年度実績）

大都市地域における窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の環境基準達成のため、自動車排ガス対策を強化する必要性などを背景に、平成 13 年 6 月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（略称：自動車 NO_x・PM 法）が制定されました。

この法律では、1つの都府県の対策地域内で 30 台以上の対象自動車[※]を使用する事業者（特定事業者）は、事業活動に伴い自動車から排出される NO_x・PM を抑制するための自動車使用管理計画を作成し、毎年その実施状況を報告することが義務付けられており、特定事業者のうち自動車運送事業者等^{※※}以外の事業者は知事へ提出することとなっています。

このたび、令和元年度に大阪府へ提出され平成 30 年度実績報告書（計画期間 平成 28～令和 2 年度）を集計しましたので報告します。

※ 対象自動車：乗用自動車、貨物自動車、バス、環境省令で定める特種自動車（軽、特殊自動車、小型二輪を除く。自動車の燃料の種別は問わない。）。

※※自動車運送事業者等：自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者（緑ナンバー車両）。

1 業種別特定事業者数

……事業者数及び車種別の使用台数（業種毎）

H30 年度に報告書を提出した特定事業者数は、492 者（62 業種）であった。

そのうち最も多い業種は「その他の卸売業（業種番号 54）」（33 者）、次いで「物品賃貸業（業種番号 88）」（26 者）、「化学工業（業種番号 17）」（22 者）、「その他の教育、学習支援業（業種番号 77）」（23 者）であった。

特定自動車（合計 69,887 台）を最も多く使用する業種は「物品賃貸業（業種番号 88）」（14,829 台）、次いで「その他の事業サービス業（業種番号 90）」（7,439 台）、「その他の生活関連サービス業（業種番号 83）」（5,891 台）であった。

2 業種別特定自動車の状況

……車種及び総重量別の使用台数（業種毎）

特定自動車（合計 69,887 台）の種類別台数は、多い順に乗用自動車（38,998 台）、小型貨物自動車（16,230 台）、特種自動車（7,349 台）、普通貨物自動車（6,920 台）、マイクロバス（373 台）、大型バス（17 台）であった。

そのうち、（NO_x・PM 排出量の全体に占める割合が高い車種である）普通貨物自動車を多く使用する業種は、「物品賃貸業（業種番号 88）」（2,180 台）、「その他の事業サービス業（業種番号 90）」（1,025 台）、「各種商品小売業（業種番号 55）」（600 台）などであった。

H25~H30 年度における報告事業者数と特定自動車台数

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
特定事業者数	557	555	527	504	501	492
特定自動車台数	63,147	64,638	65,018	65,409	66,760	69,887

3 業種別の NO_x 排出量

…NO_x 排出量（業種毎及び事業者合計）

平成 30 年度における特定自動車からの NO_x 排出量合計は 147.9t/年であった。

業種別でみると、「物品賃貸業（業種番号 88）」（34.1t）と「廃棄物処理業（業種番号 85）」（27.1t）とで NO_x 排出量合計の 41.4%を占めた。

（この報告書における排出量の計算は、環境省が示す原単位を用いており、これは大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第 3 次）に用いている原単位とは異なっている。以下、PM も同じ。）

4 業種別の PM 排出量

…PM 排出量（業種毎及び事業者合計）

平成 30 年度における特定自動車からの PM 排出量合計は 3.8t/年であった。

業種別でみると、「物品賃貸業（業種番号 88）」（0.8t）と「廃棄物処理業（業種番号 85）」（0.6t）との合計で PM 排出量合計の 36.0%を占めた。

■ H25~H30 年度における NO_x・PM 排出量

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
特定事業者数	557	555	527	504	501	492
NO _x 排出量 (t)	247	221	203	213	184.3	147.9
PM 排出量 (t)	8.2	7.1	6.2	6.1	5.0	3.8

5 特定自動車の代替状況

……低公害車等への代替状況のとりまとめ（事業者合計及び業種毎）

平成 27 年度末と比べると、次世代自動車では、ハイブリッド自動車（4,017 台）やプラグインハイブリッド車（76 台）、燃料電池自動車（20 台）が増加しており、ガソリン車では、平成 17 年規制適合+75%低減以上の車両が 2,852 台増加して、平成 17 年規制適合+50%低減以前の車両が 1,636 台減少した。軽油車では、ポスト新長期規制適合以上の車両が 4,197 台増加して、ポスト新長期規制適合より前の車両が 2,783 台減少するなど、より低公害な車両への代替が進んだ。

	現状の 台数	平成28年度		平成29年度		平成30年度		増減	合 計	
		計画提出 の前年度 現在	減少台数	新規使用 台数	減少台数	新規使用 台数	減少台数			新規使用 台数
天然ガス	309	93	3	111		50	3	-248	61	
ハイブリッド	10,588	2,436	3,843	3,051	3,804	3,216	5,073	4,017	14,605	
プラグインハイブリッド	81	43	143	66	113	100	29	76	157	
(ガ ソ リ ン ・ L P 除 く)	新☆☆☆	4,979	894	827	806	715	889	906	-141	4,838
	新☆☆☆☆	27,579	6,367	7,194	7,261	8,444	7,857	8,697	2,852	30,431
	他	4,088	775	153	705	179	658	313	-1,495	2,593
(ハ イ ブ リ ッ ド 除 く)	新長期	521	120	8	56	11	69	5	-221	300
	新☆ (新長期)	3,214	297	87	371	76	322	46	-777	2,437
	ポスト新長期	7,256	450	1,958	870	2,201	1,087	2,445	4,197	11,453
	他	4,470	749	138	767	156	733	174	-1,785	2,685
電気	197	30	48	153	33	36	241	103	300	
メタノール										
燃料電池	7		4	3	16	2	5	20	27	
合計	63,289	12,254	14,406	14,220	15,748	15,019	17,937	6,598	69,887	

ガソリン車なら 他 <新☆☆☆ (ポスト新長期、新長期) <新☆☆☆☆ (ポスト新長期、新長期)
ディーゼル車なら 他 <新長期<新☆ (新長期) <ポスト新長期
の順で強化された排ガス規制に適合した車両となります。

6 適正運転の実施等及び車両走行量の削減の実施状況

……取組項目毎のとりまとめ（事業者合計及び業種毎）

排出量抑制措置事項について、取組実績が多い順に「適正運転の実施」（489 者・99.3%）、「車両の維持管理」（484 者・98.3%）、「情報化の推進」（450 者・91.4%）、「公共交通機関の利用の促進」（430 者・87.3%）であった。